

説 明 資 料

(酒 税)

酒 税 の 税 率

区 分		基 準 アルコール分	1 ㎏ 当 たり 税 率	ア ル コ ー ル 分 1 度 当 たり 税 率
清	酒	15.0	140,500 円	9,367 円
合 成	清 酒	15.0	79,300	5,287
し ょ う ち ゅ う	しょうちゅう甲類	25.0	248,100	9,924
	しょうちゅう乙類			
み	り ん	13.5	21,600	1,600
ビ	ー ル	(5.0)	222,000	44,400
果 実 酒 類	果 実 酒	(12.0)	56,500	4,708
	甘 味 果 実 酒	12.0	98,600	8,217
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	40.0	409,000	10,225
	ブ ラ ン デ ー			
ス ビ リ ッ ツ 類	ス ビ リ ッ ツ	37.0	367,188	9,924
	原料用アルコール			
リ キ ュ ー ル 類		12.0	119,088	9,924
雑 酒	発泡酒（麦芽50%以上）	(5.0)	222,000	44,400
	“ （麦芽25～50%未満）	(5.0)	152,700	30,540
	“ （その他）	(5.0)	105,000	21,000
	粉 末 酒	—	320,500	—
	その他の雑酒（みりん類似）	13.5	21,600	1,600
	“ （その他）	12.0	98,600	8,217

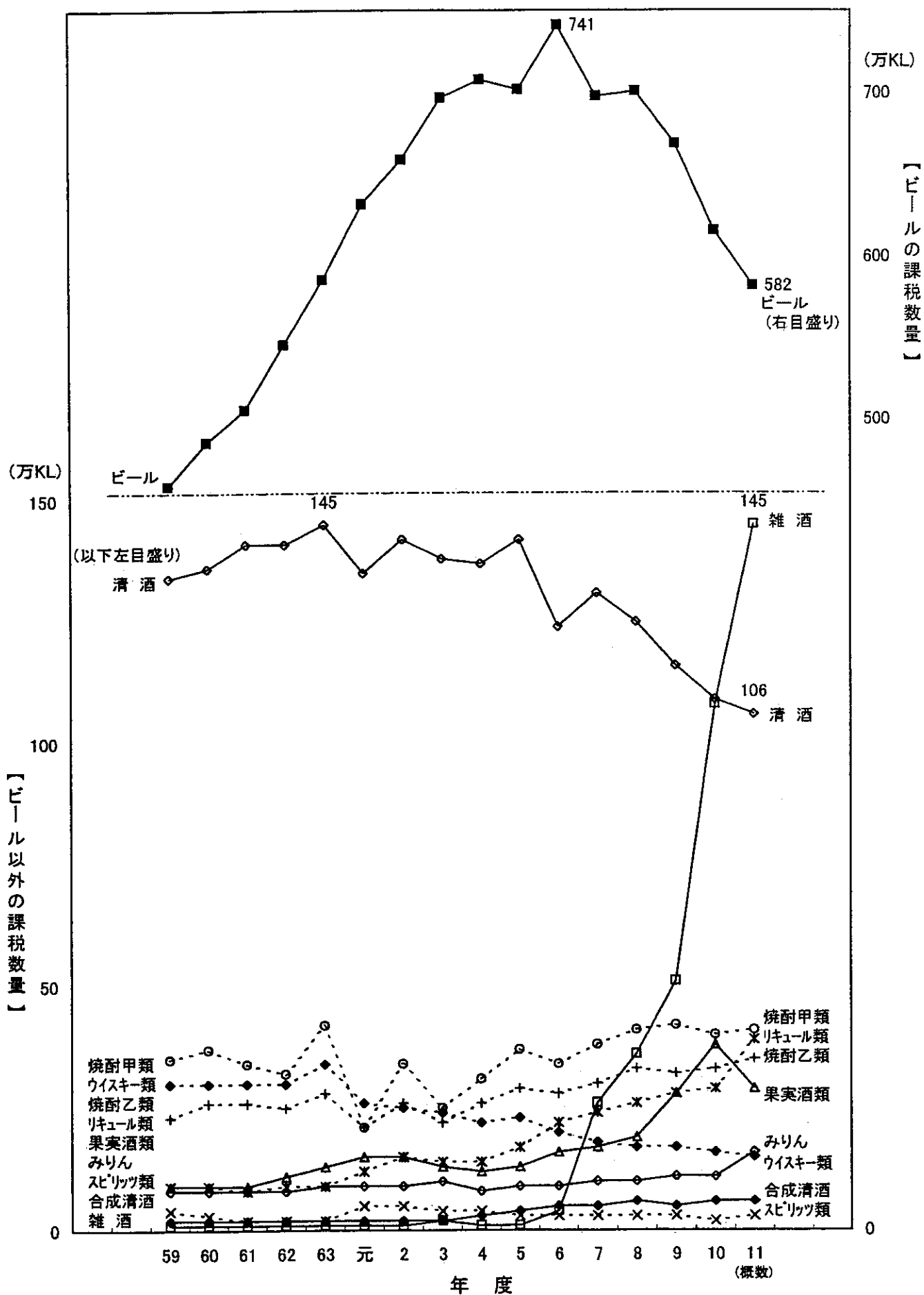
- (注) 1. ビール、果実酒及び発泡酒の基準アルコール分は、平均的なアルコール分である。
 2. 個々の酒類に対する税率は、そのアルコール分に応じて加減算される。（ただし、ビール、果実酒及び発泡酒を除く。）

酒税の課税実績

区 分	平成9年度				平成10年度				平成11年度(概数)			
	課税数量	ウイト	課 税 額	ウイト	課税数量	ウイト	課 税 額	ウイト	課税数量	ウイト	課 税 額	ウイト
清 酒	千ℓ 1,161.8	% 11.6	億円 1,508	% 7.6	千ℓ 1,093.7	% 10.8	億円 1,412	% 7.4	千ℓ 1,060.9	% 10.4	億円 1,365	% 7.3
合 成 清 酒	54.0	0.5	38	0.2	55.0	0.5	39	0.2	56.9	0.6	40	0.2
しょうちゅう甲類	420.4	4.2	693	3.5	400.2	4.0	918	4.8	410.2	4.0	965	5.2
しょうちゅう乙類	324.2	3.2	391	2.0	330.8	3.3	551	2.9	345.8	3.4	652	3.5
小 計	744.6	7.4	1,085	5.5	730.9	7.2	1,470	7.7	755.9	7.4	1,617	8.6
み り ん	106.0	1.1	23	0.1	109.7	1.1	24	0.1	158.3	1.6	42	0.2
ビ ー ル	6,686.3	66.8	14,817	74.9	6,164.8	61.1	13,661	71.9	5,820.0	57.2	12,898	68.9
果 実 酒 類	282.1	2.8	164	0.8	384.6	3.8	219	1.2	294.3	2.9	168	0.9
ウイスキー類	167.8	1.7	1,238	6.3	160.5	1.6	657	3.5	153.5	1.5	607	3.2
スピリッツ類	26.5	0.3	97	0.5	23.6	0.2	85	0.4	25.6	0.3	83	0.4
リキュール類	278.9	2.8	267	1.4	287.3	2.8	295	1.6	388.2	3.8	373	2.0
雑 酒	507.7	5.1	535	2.7	1,084.6	10.7	1,144	6.0	1,453.0	14.3	1,528	8.2
合 計	10,015.7	100%	19,771	100%	10,094.8	100%	19,005	100%	10,166.3	100%	18,721	100%

(備考) 国税庁調べ(酒税課税関係等状況表)による。

— 3 —



わが国税制の現状と課題 ―21 世紀に向けた国民の参加と選択―（抄）

第二 個別税目の現状と課題

三 消費課税

6. し好品課税

（2）酒税

③ 今後の課題

イ. 酒税は約 2 兆円の税収を有し、わが国の税体系において消費課税の一つとして重要な役割を果たしています。

酒税の負担水準については、これまでも酒類の生産・消費の動向や財政事情などに応じ、随時見直しを行い、適正な税負担水準の確保に努めてきています。

また、わが国の酒税制度においては、酒類を細かく分類し、個々の酒類ごとに異なる税率が設定されていますが、所得水準の上昇・平準化を背景として酒類消費の多様化が進んできたことなどから、昭和 59 年度以降の税制改正では、酒類間の税負担格差の縮小が図られてきています。

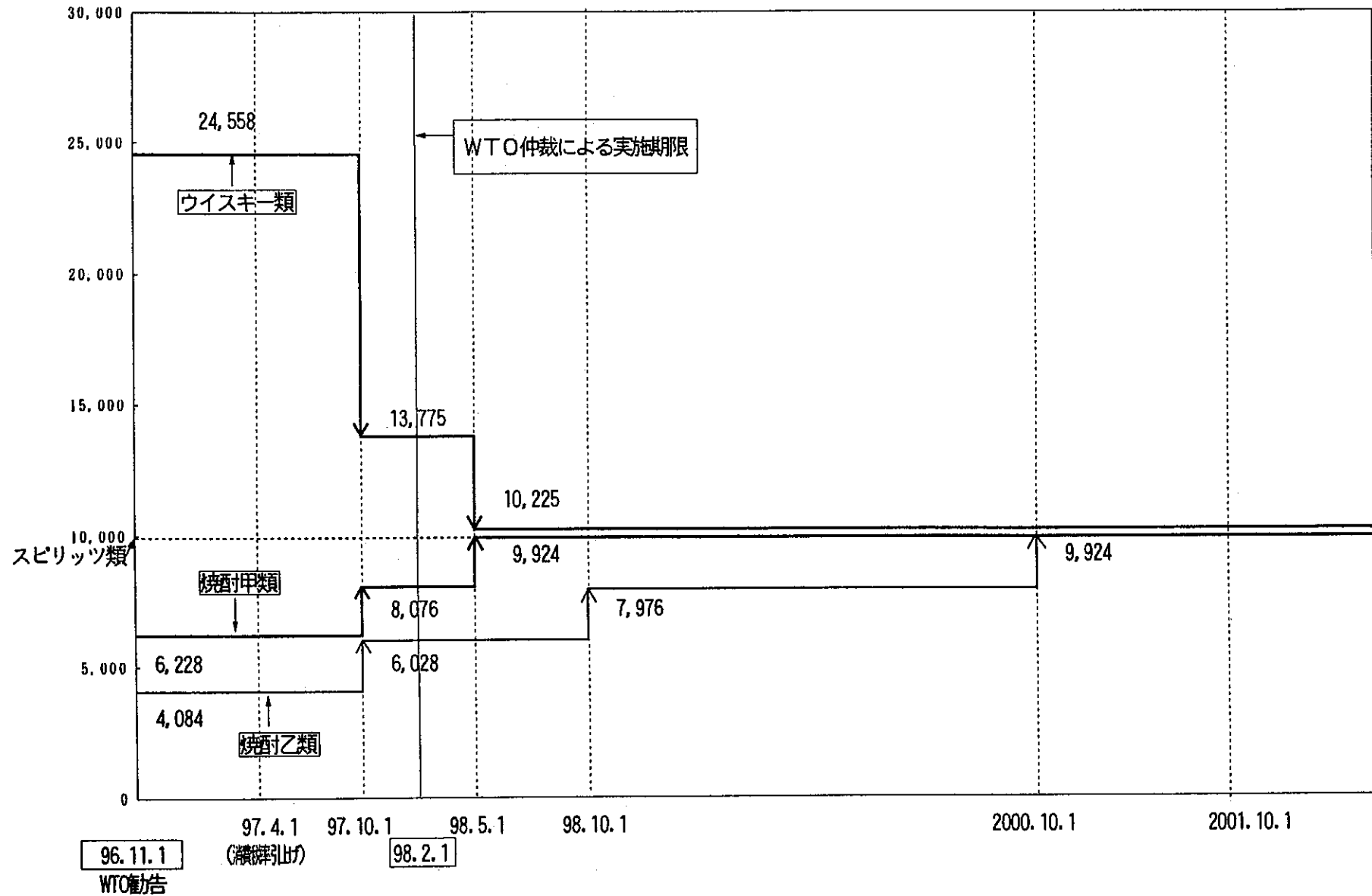
今後とも、各酒類の生産・消費の状況などを考慮しつつ、厳しい財政事情や社会経済情勢などの変化に応じ、税負担のあり方について検討することが適当です。

ロ. 消費課税については、税制の中立性や公平性の観点から同種・同等のものには同様の負担を求めることが要請されます。わが国の酒税においては、酒類をきめ細かく分類し、各酒類の定義も複雑なものとなっています。このため、その適用に当たって、同様の商品でありながら、原料や製造方法の若干の違いによって分類が異なる結果になるといった問題があり、近時、そのような点に着目して税負担を低く抑えた低価格商品も多く見受けられるところです。

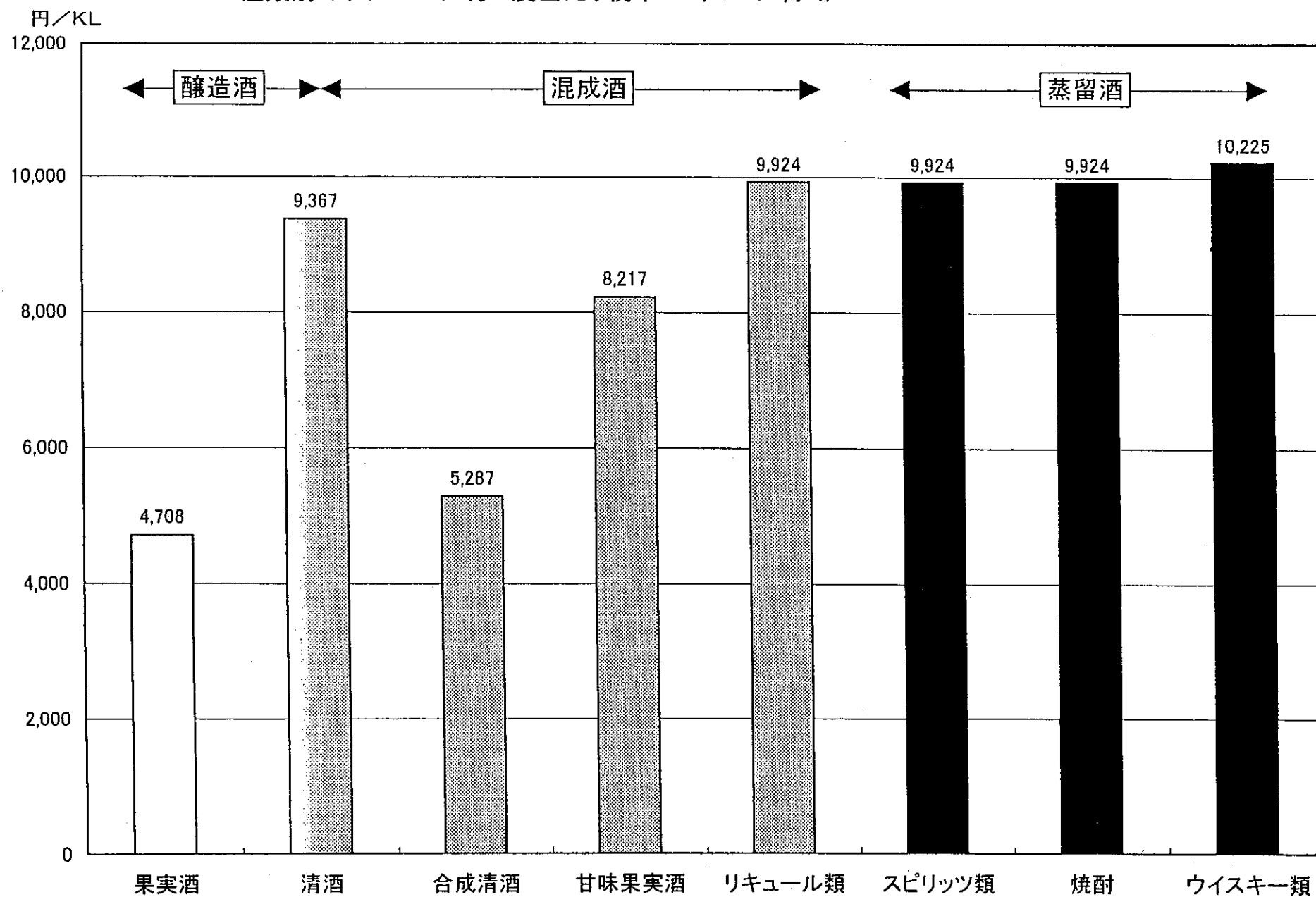
一方、酒類の分類は税率の差異と密接に関連していますが、累次の税率改正により、しょうちゅうやウイスキー類などのように、種類間又は品目間で税率格差がまったくないか、僅少なものとなってきているものもあります。したがって、酒類の分類や定義についても、税負担の公平性や経済取引に対する中立性を確保する観点から、税負担のあり方の検討に併せ、各酒類の生産・消費の態様の変化や税率構造の変化などを踏まえ、簡素・合理化を図る方向で検討することが必要と考えます。

蒸留酒に係る酒税改正の実施時期（平成9年度改正・10年度改正）

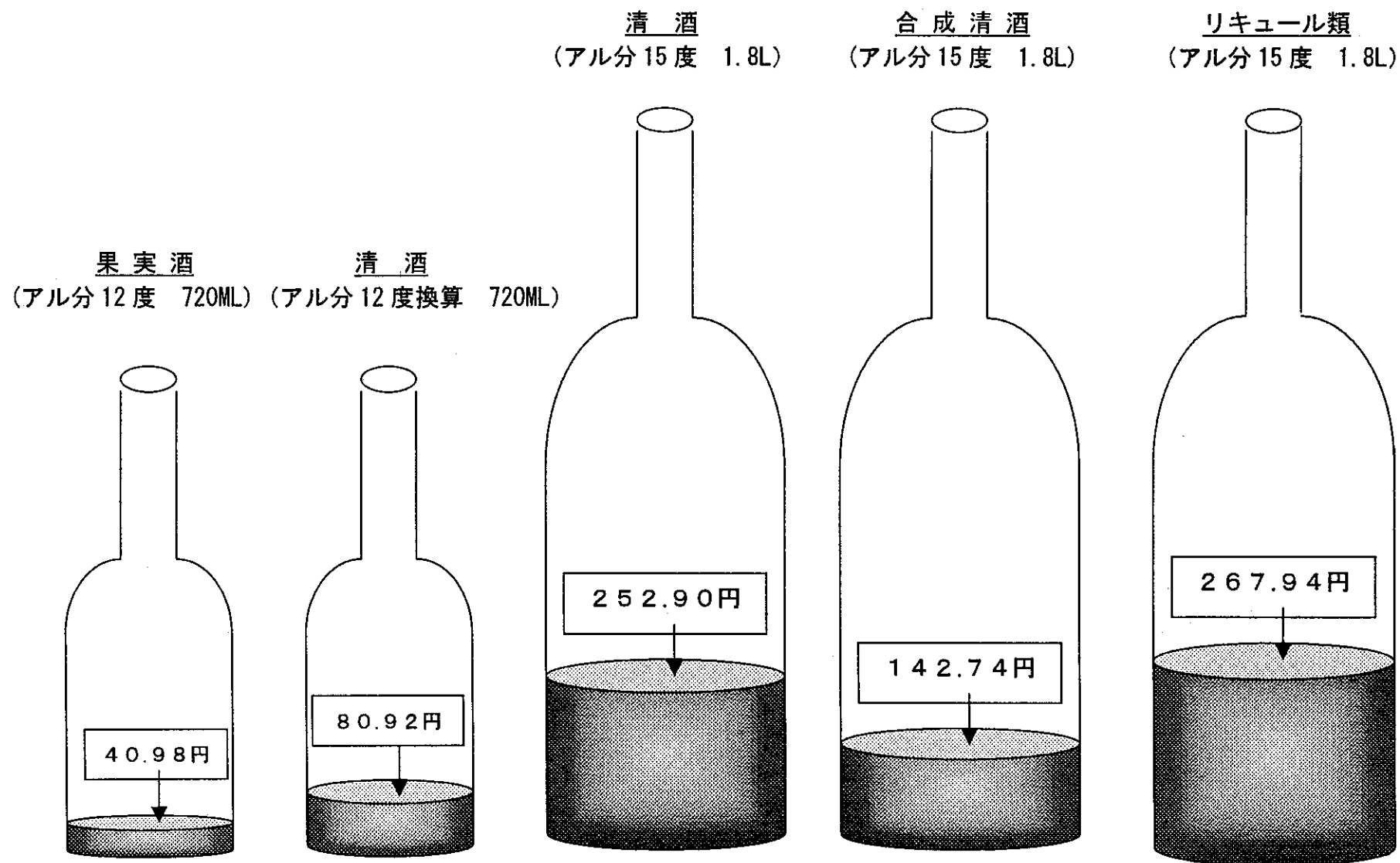
（税率：円／ℓ）（アルコール分1度当たり）



種類別のアルコール分1度当たり税率 (ビール除く)



果実酒・清酒・合成清酒・リキュール類の酒税負担額（例）



わが国税制の現状と課題

—21 世紀に向けた国民の参加と選択—（抄）

第二 個別税目の現状と課題

三 消費課税

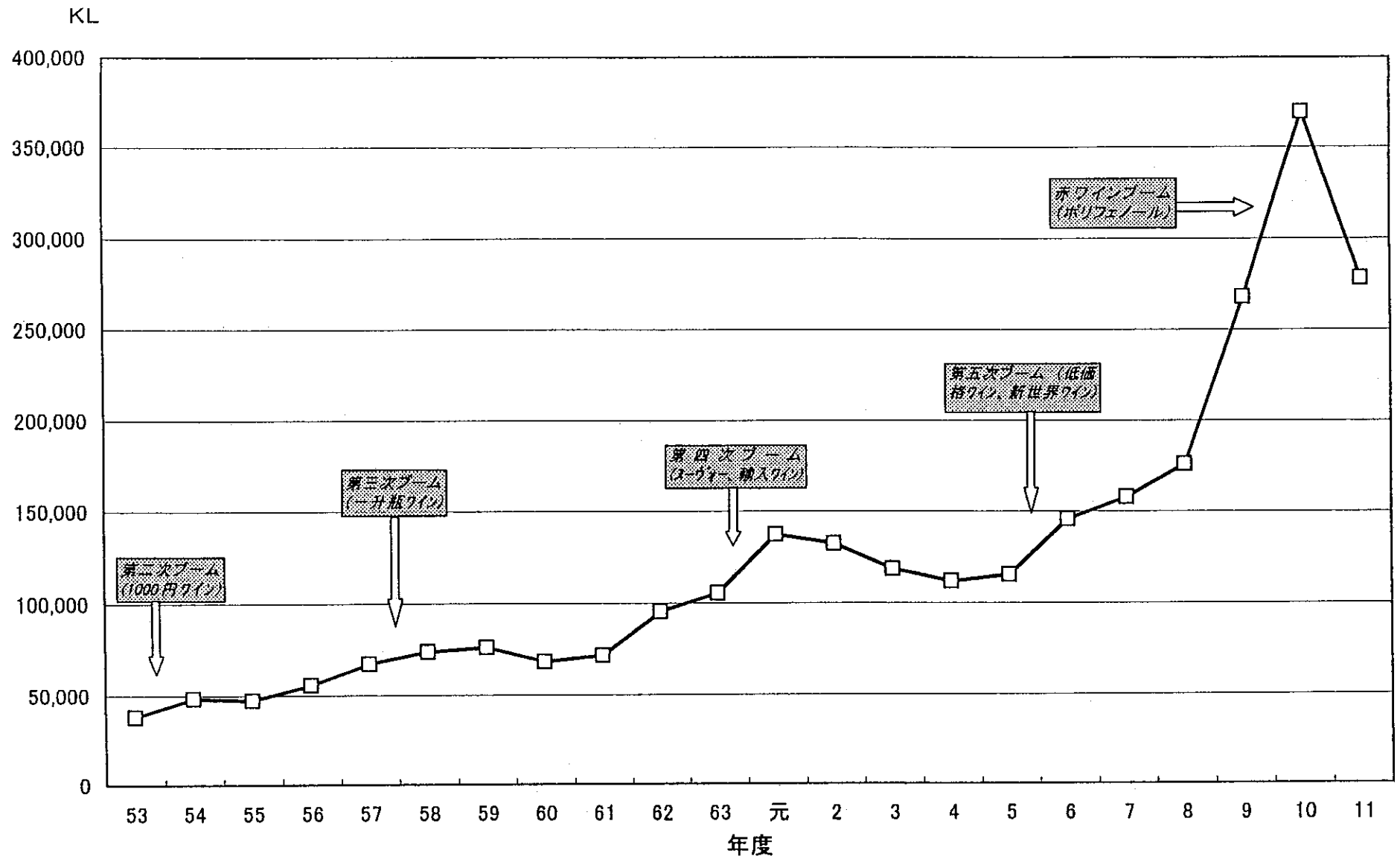
6. し好品課税

（2）酒税

② 酒税の現状

- （二）果実酒の課税数量は、昭和 50 年代以降の数次のワインブームなどにより着実に増大してきており、平成 10 年度では約 37 万キロリットルとなっています。これは、昭和 63 年度の約 3.5 倍に相当し、しょうちゅう甲類に次いで大きな規模となっています。果実酒の税負担水準は、他の酒類に比して相当低い状況にあります。

ワイン（果実酒）の課税数量の推移



清酒におけるアルコール添加の状況(純アルコール・容量ベース)

